

# 定 款

東邦チタニウム株式会社

## 改 正

昭和 28 年	8月 20 日	全面改正
昭和 28 年	9月 5 日	一部改正
昭和 28 年	9月 20 日	一部改正
昭和 28 年	10月 24 日	一部改正
昭和 29 年	5月 31 日	一部改正
昭和 30 年	2月 15 日	一部改正
昭和 30 年	5月 6 日	一部改正
昭和 30 年	11月 28 日	一部改正
昭和 31 年	6月 1 日	一部改正
昭和 32 年	11月 29 日	一部改正
昭和 37 年	5月 29 日	一部改正
昭和 39 年	5月 29 日	一部改正
昭和 48 年	5月 28 日	一部改正
昭和 50 年	5月 28 日	一部改正
昭和 57 年	6月 28 日	一部改正
昭和 60 年	6月 27 日	一部改正
昭和 61 年	6月 26 日	一部改正
平成 2 年	6月 28 日	一部改正
平成 3 年	6月 27 日	一部改正
平成 6 年	6月 29 日	一部改正
平成 12 年	6月 29 日	一部改正
平成 14 年	6月 26 日	一部改正
平成 15 年	6月 26 日	一部改正
平成 16 年	6月 25 日	一部改正
平成 17 年	3月 1 日	一部改正
平成 18 年	2月 1 日	一部改正
平成 18 年	6月 27 日	一部改正
平成 19 年	6月 28 日	一部改正
平成 21 年	6月 26 日	一部改正
平成 27 年	6月 19 日	一部改正
令和 2 年	6月 18 日	一部改正
令和 4 年	6月 21 日	一部改正

# 東邦チタニウム株式会社定款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当会社は、東邦チタニウム株式会社と称する。

2. 前項の商号は、英文では TOHO TITANIUM COMPANY, LIMITED と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 金属チタン及びその他の金属の製造業並びに加工業
  - (2) 前号の金属の化合物の製造業並びに加工業
  - (3) 工業用・医療用化学製品及び薬品の製造業並びに加工業
  - (4) 油剤の製造業並びに加工業
  - (5) 環境保全のための分析及び調査の受託並びに技術指導
  - (6) 医療用具の製造業並びに加工業
  - (7) 電子セラミックス用材料の製造業及び加工業
  - (8) 高硬度物質応用の各種研磨剤及び工具の製造業
  - (9) 石油化学製品用添加剤及び配合剤の製造業
  - (10) 繊維強化金属及びその配合剤の製造業
  - (11) 不動産の売買、賃貸借その他の利用、開発並びにこれらの仲介
  - (12) 金属スクラップ処理業
  - (13) 石油及び工業用化学製品等の貯蔵設備の維持補修、洗浄及び検査
  - (14) 金属の表面処理業及び防錆処理施工業
  - (15) 土木工事、建築工事等の企画、設計、施工等の請負及びコンサルティング業務
  - (16) 第3号の化学製品の製造及び金属精錬に用いる設備並びに金属・樹脂・セラミックスの加工機械の設計及び製作
  - (17) 次の商品に関する輸出入並びに売買業
    - (イ) 鉄、非鉄金属及びこれらの原料並びに製品
    - (ロ) 医療用具及び医療薬品
    - (ハ) 工業用・医療用化学製品及び薬品
  - (二) 農畜水産物及び飲食料品
  - (ホ) 建築資材
- (18) 前各号に付帯関連する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

### (機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることのできない事故その他のやむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億6,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第10条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、また臨時株主総会は、必要に応じて隨時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の議長)

第12条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会の決議要件)

第13条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、議決権を行使することができる当会社の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第16条 当会社に監査等委員でない取締役12名以内を置く。

2. 当会社に監査等委員である取締役4名以内を置く。

(取締役の選任)

第17条 取締役は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第18条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集通知)

- 第19条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第20条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の書面決議)

- 第21条 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(代表取締役)

- 第22条 当会社の代表取締役は、監査等委員でない取締役の中から、取締役会の決議をもって選定する。

(役付取締役)

- 第23条 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、取締役社長を定める。
2. 業務上必要があるときは、取締役会の決議をもって取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役それぞれ若干名を定めることができる。

(取締役会規則)

- 第24条 取締役会に関する事項は、法令及びこの定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別して、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議により、法令の定める限度において、その責任を免除することができる。

(取締役との間の責任限定契約)

第27条 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、当該取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がないときは、法令の定める限度まで、その責任を限定する契約を締結することができる。

(相談役又は顧問)

第28条 取締役会の決議をもって相談役又は顧問を定めることができる。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査役等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。

(監査等委員会規則)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令及びこの定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(常勤監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議をもって常勤監査等委員を選定することができる。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第32条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社は、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。  
3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当会社は支払の義務を免れる。

## 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第89期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議により、法令の定める限度まで、その責任を免除することができる。